

# 敷島保健福祉センター内、歩行浴プール・軽運動室における 感染拡大予防ガイドライン

## 【3つの密の回避】

### ① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

□30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開にして、必要換気量を確保する。

- ・更衣室は、天窓を開け人がいないときは、更衣室のドアを開けておく。

### ② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

□利用者の入場制限をする。

- ・歩行浴プール：10名（ジャグジー 3名）
- ・軽運動室：10名
- ・受付にて利用者名簿を作成し各施設の人数制限の管理

□滞在時間の制限により同時に多数の人が集まらないようにすること。

- ・滞在時間を制限する。

歩行浴プール：1時間30分

軽運動室：1時間30分

両方：2時間

- ・超過する場合には監視員から声掛けをする。

- ロッカーは1つおきに使用を制限して間隔を空け、入室者は上限女性3名・男性2名とし、3つの密が生じないようにする。

### ③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- 最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保する。

- ・軽運動室については、間隔を空けて運動機器の利用をしてもらう。

- ・歩行浴プールについては、目視2m間隔で利用してもらう。

- 受付は、透明ビニールで遮断する。

### 【その他の感染防止対策】

#### ① マスクの着用

- マスク着用については、職員は遵守し、利用者にも遵守してもらう。

#### ② 手洗い・消毒等

- 職員は定期的に手指を消毒する。

- 入口にアルコール消毒液を設置し、受付時に利用者に消毒を促す。

- ・施設内の共用箇所（運動機器、ロッカー等）の定期的な消毒をする。

### ③ 体調チェック

□職員に対して、業務開始前に検温・体調確認を行うこと。

発熱や軽度の風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐、下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。

□利用者に対して、発熱や軽度の風邪症状（せきやのどの痛み）、嘔吐、下痢等の症状があれば利用しないように呼びかけるとともに、原則として受付時に検温し、体調不良者や発熱のある人には、施設利用を控えてもらう。

### ④ トイレの衛生管理等

□ トイレの蓋を閉めてから流すよう表示する。

□ 便座、スイッチ、洗浄レバー等は定期的に清拭消毒する。

□ ハンドドライヤーの使用を禁止する。

□ ゴミの回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

### ⑤ 休憩スペースのリスク軽減

□ 常時換気を行い、テーブル・椅子は定期的に消毒する。

□ 席の間隔を空ける・対面に座らない。

### ⑥ 緊急事態宣言の対象であった区域の在住者に対する利用制限

□ 5月25日の緊急事態宣言解除の際に緊急事態宣言の対象であった区域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に在住する方には利用を控えてもらう。

以上、ご理解並びにご協力をよろしくお願いいたします。

敷島保健福祉センター

甲斐市島上条 3163

TEL : 055-277-7311